

第34期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面またはインターネットでの電磁的方法による事前の議決権行使を行っていただき、ご来場を自粛していただきますことをご推奨申し上げます。

日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

愛知県春日井市松新町1-5
ホテルプラザ勝川 2階 さくら

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第34期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
添付書類	
事業報告	4
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	34



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2681/>



証券コード 2681
2022年6月13日

株 主 各 位

名古屋市中区富士見町8番8号

株式会社 **ゲオホールディングス**

代表取締役社長 遠 藤 結 蔵

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面またはインターネットでの電磁的方法による事前の議決権行使を行っていただき、ご来場を自粛していただきますことをご推奨申しあげます。

書面またはインターネットの電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県春日井市松新町1-5
ホテルプラザ勝川 2階 さくら
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.geonet.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.geonet.co.jp/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場 所

ホテルプラザ勝川 2階 さくら

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただきますようお願いいたします。
- ⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2681/>



事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛が続くなかで、下期からは外出自粛の緩和ムードも見られ、消費活動・経済活動も正常化への兆候が見られるものでありましたが、新型コロナウイルスの新変異株の感染症再拡大による懸念が払拭されず、先行きは不透明な状況にありました。

このような環境のなか、当社グループにおきましては、従業員のマスク着用、アルコール消毒等を関係機関からの指針に従って実施し、お客様・従業員の安全に十分に配慮しながら商品・サービスの提供を行い、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを目指し、様々な取り組みを続けております。

リユース系リユース商材の動向といたしましては、リユース衣料品を主力とする2nd STREETが外出自粛の影響を強く受けておりましたが、下期以降は外出自粛ムード緩和に準じる形で売上回復が見られました。またリユースラグジュアリー商材については、海外市場の盛況により高級時計等の海外卸売りの好調が継続いたしました。

メディア系リユース商材の動向といたしましては、新品ゲーム機本体の需給バランスの不均衡が改善方向に進みリユースゲーム機本体の買取状況も徐々に好転し、在庫確保が可能となり、販売につながるというよいサイクルへの改善傾向となりましたが、リユースゲームソフトについては2020年に発生した巣ごもり特需には及ばず、売上減少いたしました。また、スマートフォン等のリユース通信機器につきましては、新型iPhoneの発表から買取・販売ともに回復傾向がみられるようになりました。

新品商材については、コロナ禍で生じたゲーム関連商材への巣ごもり特需も落ち着き、家庭用ゲーム機「PlayStation 5」本体の供給不足も継続いたしました中で、トレーディングカード、AVアクセサリ、スマートフォンアクセサリ商品の売上は増加しましたものの前連結会計年度の売上高を上回ることができませんでした。

DVD等映像レンタルを主な商材とするレンタルについては、前連結会計年度から続いております映画の劇場公開の延期等の影響から新作タイトルの供給減少状態が継続しており、また映像配信サービスの普及もあり、売上減少傾向は継続いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は334,788百万円（前期比2.0%増）、営業利益は8,173百万円（前期比89.6%増）、経常利益は9,662百万円（前期比101.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5,985百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失752百万円）となりました。

主要商材の売上高は以下のとおりとなりました。

名 称		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前期比
リユース品	リユース系	111,648百万円	142.7%
	メディア系	56,771百万円	102.4%
新品		104,707百万円	97.2%
レンタル		42,984百万円	83.4%

(注) 当連結会計年度よりGEO・2nd STREET・OKURA以外の主要商材売上につきまして各商材の属性に基づく集計区分に変更をして集計比較しております。

また、当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
() 内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店			F C店・代理店			合計	
	出店数	退店数		出店数	退店数			
Geoグループ店舗数	1,765	95	87	193	3	9	1,958	(+2)
GEO	972	6	54	139	0	8	1,111	(△56)
2nd STREET	710	61	25	54	3	1	764	(+38)
2nd STREET(海外)	26	10	0				26	(+10)
OKURA TOKYO	19	5	1				19	(+4)
LuckRack	19	13	4				19	(+9)
ウェアハウス	10	0	1				10	(△1)
その他	9	0	2				9	(△2)

- (注) 1. 屋号毎の店舗数をカウントしています。
2. GEOは家庭用ゲーム・携帯電話・スマートフォンの買取販売、DVDレンタル等を行う店舗（屋号：GEO、GEO mobile）をカウントしています。
3. 2nd STREETは衣料品や家電製品等の買取販売を行う店舗（屋号：2nd STREET、Super 2nd STREET、2nd OUTDOOR、JUMBLE STORE等）をカウントしています。
4. 前連結会計年度はその他にカウントしておりました2nd STREET（海外）を単独表示に変更しております。
- ② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産8,516百万円（レンタル用資産を含む）の投資を行いました。
- ③ 資金調達状況
当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として12,000百万円を調達しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
当社子会社の株式会社エイシスは、2021年12月1日を効力発生日として、同社を分割会社、当社子会社の株式会社viviONを承継会社とする吸収分割を行いました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事実はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社子会社の株式会社ゲオは、2021年4月1日付で当社子会社の株式会社ゲオウェアハウス、同株式会社ゲオペイメントサービス、同株式会社ゲオコンサルティング、同株式会社ブンゾウを吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2021年4月1日付で当社子会社の株式会社forcsの発行済株式の全部を当社子会社の株式会社エイシスに譲渡いたしました。
当社は、2021年10月1日付で当社子会社の株式会社エイシスを株式移転完全子会社、株式会社viviONを株式移転設立完全親会社とする株式移転を行い、株式会社viviONの株式全部を取得いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2019年3月期)	第 32 期 (2020年3月期)	第 33 期 (2021年3月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	292,560	305,057	328,358	334,788
経 常 利 益(百万円)	17,632	10,765	4,795	9,662
親会社株主に帰属 する当期純利益又(百万円) は当期純損失(△)	10,301	3,844	△752	5,985
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	229.62	89.18	△17.75	141.15
純 資 産(百万円)	74,609	75,016	72,982	77,193
1株当たり純資産額 (円)	1,693.99	1,761.32	1,711.37	1,811.83
総 資 産(百万円)	136,590	144,702	169,738	174,375

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	店舗運営支援
株式会社ゲオストア	10百万円	100.0% (100.0%)	ゲーム・スマートフォン・家電等のリユース販売、新品ゲームの販売、DVD・CD・コミックのレンタル
株式会社セカンドストリート	10百万円	100.0% (100.0%)	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース販売
株式会社お蔵ホールディングス	10百万円	100.0%	時計、バッグ取扱専門店へのリユース卸販売
株式会社お蔵	10百万円	100.0% (100.0%)	時計、バッグ取扱専門店へのリユース卸販売
株式会社OKURA	10百万円	100.0% (100.0%)	時計、宝石、バッグのリユース販売
株式会社viviON	50百万円	100.0%	デジタルコンテンツの販売
株式会社エイシス	30百万円	100.0% (100.0%)	デジタルコンテンツの販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、株式会社ゲオウェアハウス等子会社4社を株式会社ゲオに吸収合併したこと並びに株式会社viviONを設立したことから上記の重要な子会社8社を含め、連結子会社は合計25社となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	DVD・CD・ゲーム・書籍等のレンタル、リユース、販売のフランチャイズ事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、循環型社会形成が志向される中で成長を続けるリユース市場と祖業であり過去の主力事業でありました映像・音楽ソフトのレンタルの市場縮小傾向の継続というなかにあります。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試しながら、実店舗での販売網及びシェアの拡大とEC併売等シームレスなサービス提供基盤整備に努めてまいりました。当社グループは常に時代の変化を先読みしながら、企業理念である「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを体現すべく、バラエティに富んだ選択肢と、より便利な新しいサービスを生みだし提供していかなければならないという課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース市場の深耕

リユース市場の伸長が見込まれる中、お客様との直接接点となる多店舗展開を加速させるとともに買取サービスの拡充といった利便性の向上を図り、リユース市場におけるポジションを高めてまいります。

地域特性に合わせた専門店などの店舗開発や海外出店を含めた販売網の構築を行い、仕入れの強化として出張買取・訪問買取を充実させることによりお客様にリユース商品を身近に感じて頂ける環境づくりを展開してまいります。

また、リユース商材に関わる知識を習得した専門スタッフを配置するなど、リユース商材の深化とリユース市場の深耕を図ってまいります。

②寡占市場でのメディア商材の最大利益化

全国に1,000店舗以上を有するゲオショップの店舗網を活かし、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。

寡占市場においても店舗網を展開することで顧客接点を重視したプロモーション活動等により商材の市場占有率を高め、メディア商材の最大利益化に努めます。

③新規フォーマット・商材の育成と獲得

「買う」「借りる」「売る」「場の提供」というグループの各事業が持つ機能に多種多様な商材を掛け合わせることで、新規フォーマットを提案してまいります。

出店を進めておりますオフプライスストア業態以外にも、新たな店舗・業態の開発を行い、お客様のニーズに即した商材を提供するために、グループの有する店舗網を活かしたマーケティング活動と商材の育成・獲得を図ります。

また新たな柱となる事業領域の獲得については、M&A手法等も有効な手段の1つとして積極的に模索してまいります。

④ I Tの積極活用とオンラインの強化

スマートフォン使用等オンラインでの情報認知と検索行動がますます一般化する中で、商品情報の検索性を高めることや決済方法の多様化対応により、E Cサイトと店舗との併売等お客様への利便性を高め、よりシームレスな購買環境整備を物流体制及びI T・電子商取引対応への投資を行うことにより推進強化してまいります。

⑤ 人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	内容
メディアショップ運営	DVD・CD・ゲーム・書籍・通信機器・電化製品等のレンタル、リユース、販売
リユースショップ運営	衣類・服飾雑貨・電化製品等のリユース、販売
その他	卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京本部	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
メディアショップ運営部門	1,552 (5,519)	△79 (173)
リユースショップ運営部門	2,063 (4,319)	71 (1,127)
メディア・リユースショップ運営支援部門	554 (583)	114 (221)
その他	756 (142)	△66 (△115)
グループ経営企画・管理部門	408 (60)	△11 (16)
合計	5,333 (10,623)	29 (1,422)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より事業部門を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業部門に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
408 (60)	△11 (16)	41.06	11.90

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	18,250百万円
株式会社三井住友銀行	14,831
株式会社福岡銀行	4,150
農林中央金庫	2,750
株式会社伊予銀行	2,300
株式会社滋賀銀行	2,000
株式会社愛知銀行	1,750
株式会社十六銀行	1,737

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 42,405,952株
- ③ 株主数 49,044名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	16,502,600株	38.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,574,500株	8.42%
常興薬品株式会社	1,782,900株	4.20%
J P モルガン証券株式会社	1,026,354株	2.42%
遠藤素子	900,000株	2.12%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	746,900株	1.76%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	671,200株	1.58%
東京海上日動火災保険株式会社	576,000株	1.35%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	568,600株	1.34%
遠藤結蔵	540,000株	1.27%

(注) 自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
 - イ. 2009年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
700個 (新株予約権1個につき100株)
 - ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 70,000株
 - ・新株予約権の払込金額
1個あたり 67,881円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 1円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
2009年8月21日から2039年8月20日まで

- ・新株予約権の行使の条件
当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	700個	70,000株	1名
社外取締役	－個	－株	－名
監査役	－個	－株	－名

(注) 2013年10月1日付で行った、1株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ. 2016年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
210個 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 21,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 145,200円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年8月30日から2022年8月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	150個	15,000株	4名
社外取締役	60個	6,000株	2名
監査役	－個	－株	－名

ハ. 2019年8月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
300個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 30,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 141,200円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年8月29日から2025年8月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ii. 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - iii. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	300個	30,000株	5名
社外取締役	一個	一株	一名
監査役	一個	一株	一名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	遠 藤 結 蔵	社長執行役員 株式会社ゲオネットワークス代表取締役社長
取 締 役	吉 川 恭 史	専務執行役員 株式会社ゲオ代表取締役社長
取 締 役	小 坂 雅 章	専務執行役員
取 締 役	今 井 則 幸	常務執行役員
取 締 役	久 保 幸 司	常務執行役員
取 締 役	荻 野 恒 久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員
取 締 役	安 田 加 奈	安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社物語コーポレーション社外取締役
常 勤 監 査 役	笹 野 和 雄	
監 査 役	小宮山 太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所
監 査 役	服 部 真 也	セントラル法律事務所
監 査 役	太 田 裕 之	全日本遊技事業協同組合連合会専務理事

- (注) 1. 取締役荻野恒久氏及び安田加奈氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役服部真也氏及び太田裕之氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役安田加奈氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年6月から2008年6月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 監査役太田裕之氏は、警察庁の要職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 9. 当社は、取締役荻野恒久氏、取締役安田加奈氏、監査役服部真也氏及び監査役太田裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準などを総合的に勘案して決定します。

b. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に対し、業績指標を反映した現金報酬として、定時株主総会の承認を得られることを条件として、前連結会計年度の当期純利益の概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストック・オプション（1株あたりの権利行使価格を1円とする新株予約権）を付与することができるものとします。

d. 報酬等の割合に関する方針

株式報酬は、基本報酬の50%に相当する額を上限とします。賞与については、基本報酬に対する割合を定めず、各連結会計年度の当期純利益に対して概ね0.5%を目安に支給することができるものとします。

なお、報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、取締役会において毎年検討を行い、必要に応じて設定・変更するものとします。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別報酬については、基本報酬の額、業績連動賞与の配分、株式報酬の付与数につき、代表取締役社長にその決定を委任します。ただし、代表取締役社長は、その決定にあたり、社外役員の意見を尊重するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	154 (12)	154 (12)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (8)	23 (8)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	178 (20)	178 (20)	－ (－)	－ (－)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 取締役会は、代表取締役遠藤結蔵に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員の意見を尊重しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荻野恒久氏は、荻野公認会計士事務所を開設しております。また、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役、税理士法人オフィスいちごの代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役安田加奈氏は、安田会計事務所の所長、スギホールディングス株式会社の社外監査役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役服部真也氏は、セントラル法律事務所に入所しております。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役太田裕之氏は、全日本遊技事業協同組合連合会の専務理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 荻野 恒久	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 安田 加奈	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 服部 真也	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 太田 裕之	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。主に警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い知見から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、会計指導・助言業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。
 - 3) コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
 - 2) 危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
 - 2) 取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
 - 3) 中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の統括管理を経営管理部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
 - 2) 主要子会社（非連結子会社を除く）における取締役・監査役は当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
 - 3) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
 - 4) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門より月1回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。

- 5) 子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
- 6) 海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
 - 2) 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。
 - 2) 当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
 - 2) 会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要なではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するeラーニング学習等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況については、コロナ禍の影響のため、監査部門による社長及び監査役との面談を控え、適宜の報告としました。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスハンドブック・社内報・コンプライアンスカード・ポスター提示・eラーニング学習等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及び監査役に報告されております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年2回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営管理部門及び関連部門より月1回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、主要子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会と協議の上、法務部門より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査部門による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査役報告を適宜実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会のほかに代表取締役と監査役との意見交換会を1回開催し、監査部門から監査役への報告を6回行いました。また、監査役と会計監査人との会合を5回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	117,970	流 動 負 債	36,057
現金及び預金	45,604	買掛金	14,123
売掛金	9,962	1年内返済予定の長期借入金	5,893
商品	51,438	賞与引当金	2,388
その他	11,014	その他	13,651
貸倒引当金	△50	固 定 負 債	61,124
固 定 資 産	56,405	長期借入金	52,050
有 形 固 定 資 産	27,121	リース債務	1,124
レンタル用資産	2,081	繰延税金負債	74
建物及び構築物	13,646	資産除去債務	6,871
土地	5,044	その他	1,004
その他	6,348	負 債 合 計	97,181
無 形 固 定 資 産	2,821	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	26,461	株 主 資 本	76,887
長期貸付金	1,825	資本金	8,975
敷金及び保証金	17,366	資本剰余金	3,388
繰延税金資産	5,604	利益剰余金	64,523
その他	2,578	その他の包括利益累計額	△55
貸倒引当金	△914	その他有価証券評価差額金	△10
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△44
		新 株 予 約 権	361
		純 資 産 合 計	77,193
資 産 合 計	174,375	負 債 純 資 産 合 計	174,375

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		334,788
売上原価		203,990
売上総利益		130,798
販売費及び一般管理費		122,624
営業利益		8,173
営業外収益		
受取利息及び配当金	56	
為替差益	423	
不動産賃貸料	680	
受取保険金	305	
その他	983	2,450
営業外費用		
支払利息	214	
不動産賃貸費用	335	
固定資産除却損	204	
その他	206	961
経常利益		9,662
特別利益		
投資有価証券売却益	250	250
特別損失		
減損	1,797	
その他	14	1,812
税金等調整前当期純利益		8,101
法人税、住民税及び事業税	2,645	
法人税等調整額	△529	2,115
当期純利益		5,985
親会社株主に帰属する当期純利益		5,985

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,041	流動負債	14,886
現金及び預金	13,759	関係会社短期借入金	7,000
売掛金	1,012	1年内返済予定の長期借入金	5,893
前払費用	2,675	リース債務	122
その他	8,594	未払金	954
固定資産	72,013	未払費用	254
有形固定資産	10,271	預り金	130
建物	3,853	前受収益	92
工具、器具及び備品	631	賞与引当金	223
土地	5,044	その他	215
その他	741	固定負債	55,963
無形固定資産	1,304	長期借入金	52,050
ソフトウェア	515	リース債務	954
その他	789	長期預り保証金	1,294
投資その他の資産	60,437	その他	1,664
投資有価証券	1,169	負債合計	70,850
関係会社株式	10,582	(純資産の部)	
長期貸付金	1,655	株主資本	26,854
関係会社長期貸付金	33,499	資本金	8,975
敷金及び保証金	15,293	資本剰余金	2,583
繰延税金資産	727	資本準備金	2,583
その他	1,929	利益剰余金	15,294
貸倒引当金	△4,419	利益準備金	53
		その他利益剰余金	15,241
		別途積立金	100
		繰越利益剰余金	15,141
		評価・換算差額等	△10
		その他有価証券評価差額金	△10
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	361
		純資産合計	27,204
資産合計	98,054	負債純資産合計	98,054

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		11,715
営 業 費 用		9,701
営 業 利 益		2,014
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	258	
為 替 差 益	330	
雑 収 入	341	929
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	167	
固 定 資 産 除 却 損	93	
雑 損 失	18	429
経 常 利 益		2,515
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	250	250
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	14	
減 損 損 失	42	57
税 引 前 当 期 純 利 益		2,708
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	313	
法 人 税 等 調 整 額	229	542
当 期 純 利 益		2,165

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 晴 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社ゲオホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 笹 野 和 雄 ㊟

監 査 役 小 宮 山 太 ㊟

監 査 役 服 部 真 也 ㊟

(社 外 監 査 役)

監 査 役 太 田 裕 之 ㊟

(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第34期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は508,871,424円となります。
なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当12円を含め、合計24円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>(1) 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>(3) 本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における 地位及び担当	専門性								
					経営	営業	財務	I T	労務	法務	国際		
1	再任	えんどう 遠藤	ゆうぞう 結蔵		代表取締役 社長執行役員	○	○	○	○				
2	再任	よしかわ 吉川	やすし 恭史		取締役 専務執行役員	○	○			○	○		
3	再任	こさか 小坂	まさあき 雅章		取締役 専務執行役員	○	○			○		○	
4	再任	いまい 今井	のりゆき 則幸		取締役 常務執行役員	○	○			○			
5	再任	くぼ 久保	こうじ 幸司		取締役 常務執行役員	○	○						○
6	再任	おぎの 荻野	つねひさ 恒久	社外 独立社員	取締役	○		○			○		
7	再任	やすだ 安田	かな 加奈	社外 独立社員	取締役			○			○		

経営：企業経営

営業：営業・マーケティング

財務：財務・M&A

I T：I T・デジタル

労務：労務・人事・人材開発

法務：法務・リスクマネジメント

国際：グローバル経験

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふりがな 遠藤 結蔵 (1978年1月21日)	2000年11月 株式会社ゲオ(現当社)入社 2004年6月 当社取締役社長室副室長 2011年11月 当社代表取締役社長 2013年4月 当社代表取締役社長兼執行役員 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員(現任)	540,000株
再任	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2	よし かわ やす し 史 吉 川 恭 史 (1965年9月28日)	1988年4月 株式会社エー・ブイ・ステーション(現当社)入社 2000年6月 当社取締役商品本部長 2007年6月 当社代表取締役社長 2010年1月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役専務執行役員(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオ代表取締役社長	55,400株
再任	取締役候補者とした理由 当社入社以来第1号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	こさかまさあき 小坂雅章 (1962年1月23日)	1984年3月 株式会社ファミリーマート入社 2009年5月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 ポケットカード株式会社取締役専務執行役員 2019年3月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役専務執行役員(現任) 2019年11月 株式会社ゲオ本部(現株式会社ゲオ)取締役(現任)	1,000株
取締役候補者とした理由 他社における経営指導責任者及び営業責任者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
4 再任	いまいのりゆき 今井則幸 (1968年11月17日)	1990年8月 株式会社ゲオミルダ(現当社)入社 2004年3月 株式会社ゲオグローバル(現当社)代表取締役社長 2005年4月 株式会社ゲオエブリ(現当社)代表取締役社長 2011年11月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役兼執行役員 2018年4月 当社常務取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 2019年11月 株式会社ゲオ本部(現株式会社ゲオ)取締役(現任)	300株
取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>5</p> <p>再任</p>	<p>くぼこうし 久保幸司 (1971年11月20日)</p>	<p>1995年10月 株式会社フォー・ユー（現当社）入社 2010年5月 株式会社セカンドストリート（現当社） 代表取締役社長 2013年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役兼執行役員 2018年4月 当社常務取締役兼執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 2019年11月 株式会社ゲオ本部（現株式会社ゲオ） 取締役（現任）</p>	<p>—</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>6</p> <p>再任</p>	<p>おぎのつねひさ 荻野恒久 (1963年4月17日)</p>	<p>1988年9月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年9月 公認会計士三宅会計事務所入所 1997年8月 荻野公認会計士事務所開設（現任） 2000年6月 有限会社コンサルティングボックス代表 取締役（現任） 2011年10月 当社社外取締役（現任） 2019年10月 税理士法人オフィスいちご代表社員 （現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 税理士法人オフィスいちご代表社員</p>	<p>500株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任	やすだか 安田加奈 (1969年4月10日)	<p>1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1997年4月 公認会計士登録</p> <p>2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長（現任）</p> <p>2004年3月 税理士登録</p> <p>2009年9月 シンポ株式会社社外監査役</p> <p>2010年5月 スギホールディングス株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2016年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2019年6月 中央発條株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2021年9月 株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 スギホールディングス株式会社社外監査役 中央発條株式会社社外取締役 コンドーテック株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社物語コーポレーション社外取締役</p>	1,000株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、荻野恒久氏及び安田加奈氏は社外取締役候補者であります。
3. 荻野恒久氏及び安田加奈氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が10年9ヶ月、安田加奈氏が6年となります。
4. 当社は、荻野恒久氏及び安田加奈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏及び安田加奈氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、荻野恒久氏及び安田加奈の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年6月29日開催の第33期定時株主総会において補欠監査役に選任されました平松裕氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ひらまつ 平松 (1960年6月12日)	1988年12月 株式会社ゲオ(現当社)入社 1999年10月 当社運営支援部次長 2005年10月 当社監査室部長 2022年4月 株式会社ゲオビジネスサポート ゲオビジネスサポート部(現任)	30,800株
<p>補欠監査役候補者とした理由 当社入社以来運営支援に携わり、監査室の責任者として長年の経験、知見等により、経営の透明性と客観性向上について当社の監査に反映していただくため、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松裕氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。平松裕氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

メ　モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ ト

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

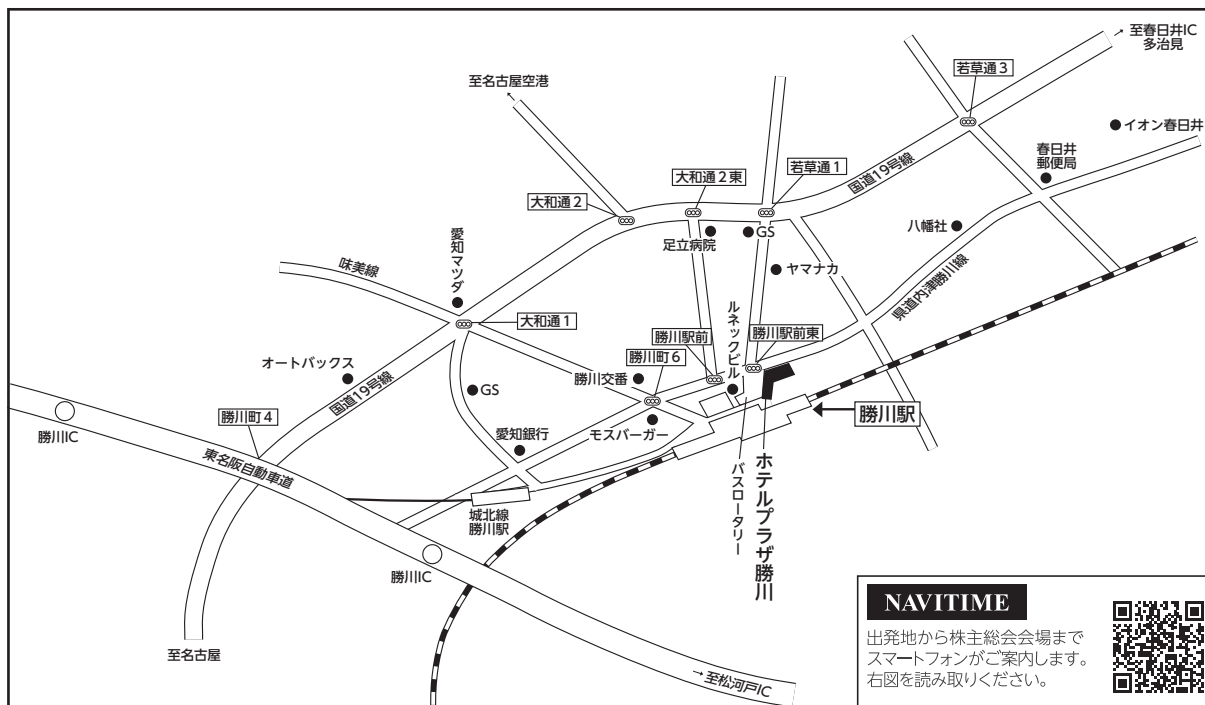
開催日時 **2022年6月29日（水曜日）午前10時**
（受付開始 午前9時30分）

会場

ホテルプラザ勝川 2階 さくら
愛知県春日井市松新町1-5

交通

J R中央線「勝川駅」下車 徒歩1分



<お願い>

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。